

人事行政の運営等の状況

平成26年3月

矢掛町

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の推移 (各年4月1日現在)

単位：人

年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
職員数	208	205	204	202	203	212
対前年	0	△3	△1	△2	1	9

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成 25年	平成 24年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	1	育休による
		総務	27	26		
		税務	6	6		
		農林水産	12	11		
		商工	2	2		
土木		9	10			
民生衛生		20	20			
計	5	5	△1	兼務により減 保育士・技能労務の嘱託化		
	計	83	82	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.4人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 71.04人)	
	教育部門	18	18			
	消防部門					
	小 計	101	100	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.1人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.23人)	
公 営 企 業 等	病院	80	72	8	医療職員の充実	
	水道	6	6			
	下水道 その他	7 18	7 18			
	小 計	111	103	8		
合 計		212 [249]	203 [249]	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 132.9人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

2 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の 人件費率
24年度	人 15,271	千円 6,901,692	千円 451,542	千円 881,495	% 12.8	% 13.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似型 町村平均 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 99	千円 334,058	千円 40,413	千円 140,144	千円 514,615	千円 5,198	千円 5,608

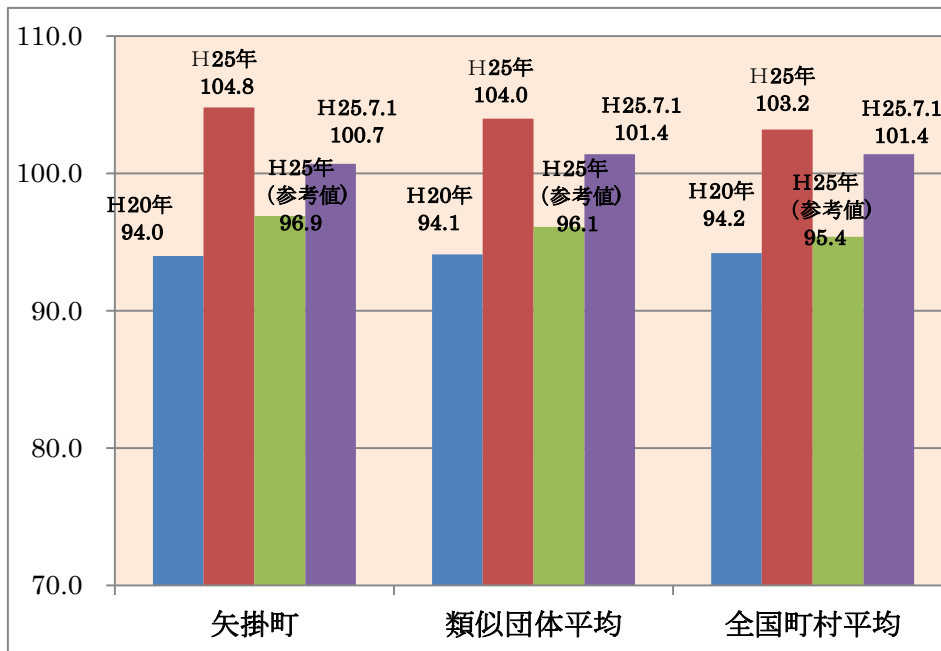
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

給与減額の状況

国の要請等を踏まえた減額措置の 取組	減額措置…実施 減額実施期間…平成25年7月1日～平成26年3月31日
抑制済または減額措置の内容	
(給料) 減額措置内容 全職種職員給料を上記減額実施期間において0.37%減額 平成25年4月1日 ラスパスレス指数 104.8 参考値 96.9 減額時点の ラスパイレス指数 100.7	

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
矢掛町	40.5 歳	301,930 円	333,361 円	322,169 円
岡山県	43.1 歳	337,763 円	417,737 円	368,277 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446 円)	—	376,257 円 (405,463 円)
類似団体	42.4 歳	316,470 円	361,625 円	338,246 円

②教育職 小中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
矢掛町	47.11 歳	341,833 円	345,999 円
岡山県	44.0 歳	378,030 円	413,771 円
類似団体	44.0 歳	319,955 円	332,539 円

（矢掛町は、幼稚園教諭のみ）

③税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
矢掛町	32.4 歳	249,228 円	294,328 円	259,785 円
国	43.3 歳	345,923 円 (374,068 円)	— 円	412,410 円 (444,869 円)
類似団体	39.4 歳	297,335 円	352,462 円	315,871 円

（注）1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 国家公務員における「平均給料月額」及び「平均給与月額」（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

（2） 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		矢掛町	岡山県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	184,000 円	163,986 円 (172,200 円)
	短大卒	155,700 円		
	高校卒	144,500 円	147,100 円	133,417 円 (140,100 円)
技能労務職	18～21 歳	152,600 円		
	22～25 歳	158,600 円		
	26 歳以上	172,600 円		
医療職（二）	大学卒	190,900 円		
	短大3 卒	174,600 円		
医療職（三）	短大3 卒	198,300 円		
	短大2 卒	188,900 円		
	准看護師養成 所	159,000 円		

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(25年4月1日現在)

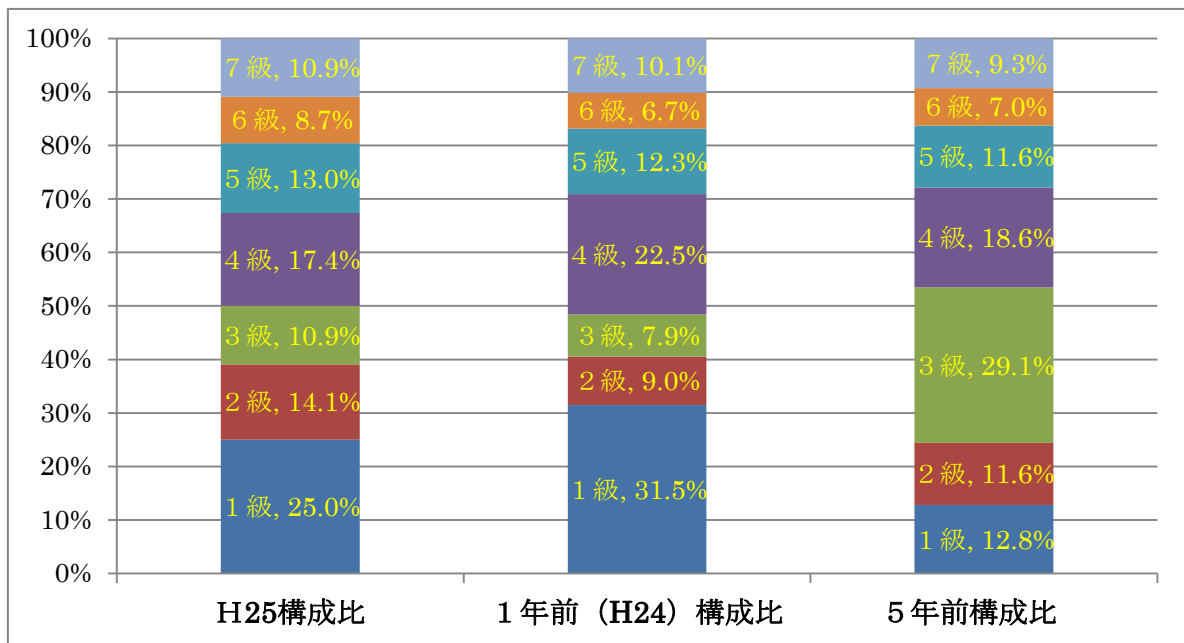
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職 大 学 卒	250,960 円	336,038 円	377,283 円	407,400 円
医療職(二) 検査技師等 短 大 卒		302,200 円		
医療職(三) 看護師 短 大 卒	250,000 円	305,550 円	321,600 円	344,360 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事補・主事等定型的な業務を行う 係員の職務	人 23	% 25.0	円 135,600	円 244,100
2級	主事等相当高度の知識又は経験を 必要とする業務を行う係員の職務	人 13	% 14.1	円 185,800	円 308,500
3級	主査又はこれに相当する職務	人 10	% 10.9	円 222,900	円 355,500
4級	係長又はこれに相当する職務	人 16	% 17.4	円 262,300	円 396,600
5級	特に高度の知識又は経験を必要と する業務を処理する主幹又はこれ に相当する職務	人 12	% 13.0	円 289,700	円 411,700
6級	課長代理又はこれに相当する職務	人 8	% 8.7	円 321,100	円 423,900
7級	課長又はこれに相当する職務	人 10	% 10.9	円 367,200	円 464,100

(注) 1 矢掛町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・人材育成に主眼を置き勤務評定を実施しており、昇給へは反映していません。従って、処分を受けた職員、病気休暇等により一定期間以上を休務した職員以外の職員は、勤務成績良好な職員とみなして昇給を行っています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

矢掛町	岡山県	国
1人当たり平均支給額 (24年度) 1,532千円	1人当たり平均支給額 (24年度) 1,491千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.375月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

・人材育成に主眼を置いて人事評価を行う中で、優秀な成績で勤務したと評価した職員へは加算支給を行い、良好でない成績と評価した職員へは減額支給を行いました。

(2) 退職手当 (25年4月1日現在)

矢掛町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額					
自己都合 5,492千円					
勸奨定年19,151千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。(全会計)

(3) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)		266千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)		17,733円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24年度)		16.0%	
手当の種類 (手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
保育従事手当	保育士	保育園勤務保育従事	1月1,500円
訪問従事手当	保健師	療養指導訪問指導	1回 100円
救護施設従事手当	介護職員・指導員・看護師	救護施設に勤務	1月2,000円
	その他の職員		1月1,500円
理学療法従事手当	理学療法士	理学療法従事	1月3,000円
汚物等の収集・処理手当	職員	犬・猫の死体処理	1回1,000円
防疫等作業手当	保健師等	感染症の病原体の付着等若しくは危険がある処理従事	1回 500円
死体処理手当	行路病死者及び精神異常者の処置従事職員	行路病死者の処理・変死の立会及び精神異常者の護送立会い	1回1,000円
		行路病死者の死体処理作業	1回2,000円

(注) 上記特殊勤務手当の支給実績は、普通会計分である。

(4) 地域手当

該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (24年度決算)	9,554千円
職員1人当たり平均支給年額 24年度決算	126千円

(注) 上記時間外手当の支給実績は、普通会計分である。

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同	—	9,358千円	228,224円
住居手当	自ら居住するための住宅を町内に借り受け、家賃を払っている職員	異	支給条件	1,704千円	243,429円
通勤手当	通勤のため、交通機関又は自動車等を利用する職員に支給	異	支給区分	4,574千円	66,290円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	異	支給率	9,575千円	416,304円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給	同	—	5,382千円	134,550円

(注) 上記手当の支給実績は、普通会計分である。

5 特別職の報酬等の状況 (25年4月1日現在)

区 別		給 料 月 額 等	
給料	市区町村長	790,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000円/494,900円
	副市町村長	650,000円	670,000円/486,000円
報酬	議長	332,000円	340,000円/270,000円
	副議長	270,000円	280,000円/200,000円
	議員	250,000円	260,000円/190,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(24年度支給割合) 4.5月分	
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 3.35月分	
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 退職1年前の給料総額×1/12×5×就任年数	(1期の手当額) (支給時期) 退任時又は任期満了時
	備考	退職1年前の給料総額×1/12×3×就任年数	退任時又は任期満了時

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成25年4月1日現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間の開始時期	勤務時間の終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間

(2) 年次有給休暇の所得状況 (平成25年1月1日～平成25年12月31日)

平均取得日数 5.9日

(3) 育児休業等の取得状況 (平成25年度)

単位：人

育児休業取得者数	部分休業所得者数	育児短時間勤務所得者数	介護休暇取得者数
3	1	1	0
2	0	0	0

※取得者数上段は当該年度において、新たに育児休業等を取得した職員数、下段は前年度から引き続いて育児休業等を取得した職員数

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

単位：人

降任	免職	休職	降給	計
0	0	5	0	5

※分限処分とは、心身の故障などにより職員がその責務を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分です。

(2) 懲戒処分の状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

単位：人

戒告	減給	停職	免職	合計
0	0	1	0	1

※懲戒処分とは、職員の義務違反に対して地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するため、職員にその道義的責任を負わせる不利益処分です。

5 職員の服務の状況

平成25年度においては、次に掲げる通知等により職員の服務規律の確保に努めました。

平成25年5月1日	夏季の服装について
平成25年7月1日	参議院議員選挙における地方公務員の規律確保について
平成25年10月29日	冬季の服装について
平成25年12月12日	年末年始における綱紀の肅正について
平成26年1月27日	町長・町議会議員一般選挙における地方公務員の服務規律の確保について
平成26年3月26日	職員の不祥事による綱紀肅正について

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成25年度）

①町独自開催

単位：人

研修名	対象	日数	実施日	受講者数
人事評価目標管理研修	主事・査主任級	3h	5/15	54人
女性職員キャリアアップ研修	女性職員	1日	6/5	28人
管理職研修（変革リーダー研修）	代理・主幹級	1日	8/10	22人
説明力向上研修	主事級	1日	11/11	22人
「暁天坐禅研修」	係長級・新採用職員	1日	8/3	28人
「新規採用職員研修」	新採用職員	3日	4/1～3	5人
待遇マナー向上委員会	各課選抜職員（11人）	年間を通じて、委員の主体的な活動 （委員会：10回開催）		110人 （延べ）
合 計				269人

◎その他機関主催研修

機関	研修内容	日数	実施日	受講者数
暴力追放運動推進センター	行政対象暴力責任者講習	1日	1/9	31人
自衛隊	自衛隊生活体験研修	2日	4/22～23	5人

②職場外派遣研修

a 市町村職員研修センター主催研修

研修名	実施日	受講者数
新規採用職員〔前期〕	4/8～10	5人
新規採用職員〔後期〕	11/4～/15	5人
保育士研修	4/12	2人
一般職員初級	9/9～10 又は 9/12～13	3人
一般職員中級	10/23～24 又は 10/30～31	3人
一般職員上級	9/19～20	1人
新任係長	7/9～10	1人
新任課長補佐	7/23～24 又は 25～26 又は 8/22～23	5人
幹部職員研修	7/19	3人
自治体政策法務	7/17～18	1人
自治体政策法務（超入門）	10/8	1人
法令実務（基礎）	7/11～12	6人

セルフマネジメント	6/11 10/18	6人
クレーム対応	5/28～29	1人
簿記入門	4/18～19	2人
地方公務員のための民事法	8/29～30	4人
文章力向上研修	1/21～22 又は 1/23～24	2人
ファシリテーション研修	10/22・11/19	5人
ファシリティマネジメントセミナー	7/1	2人
行政法入門	8/27～28	2人
折衝・交渉力	6/18	2人
市町村税徴収事務	6/4	1人
住民税課税事務	7/4～5	2人
固定資産税課税事務	7/2～3	2人
地方自治法・地方公務員法	1/6～7	3人
れじょんセミナー	11/20	2人
情報発信塾	6/20	4人
合計		76人

b 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）

研修名	実施日	受講者数
法令実務	5/13～17	1人

c 全国市町村職員国際文化研修所

研修名	実施日	受講者数
平成25年度自治体財政入門	5/8～10	1人
市町村議会事務局職員研修	10/15～18	1人
新時代の地方公営企業の経営	9/18～20	1人

d その他 日本経営協会

研修名	実施日	受講者数
地方公務員のための労働基準法	5/28～29	1人

③派遣研修

研修区分	派遣先	派遣期間	受講者数
人事交流	岡山県農林水産部 組合指導課	H25. 4. 1～H27. 3. 31(2年間)	1人
人事交流	岡山県井笠保健所	H24. 4. 1～H26. 3. 31(2年間)	1人
合 計			2人

(2) 勤務成績の評定の状況

評価期間	平成25年4月1日～平成26年1月31日
対象者	育児休業取得者等を除く一般事務職員
評価項目	能力評価と実績評価の2つの評価により構成
評価方法	評価項目を評価基準に照らし、個人の能力・実績について自己評価、評価者による評価（1次評価並びに2次評価）を実施
評価結果の活用	面談を通じた目標の管理、研修指導等の人材育成に生かすとともに、勤勉手当の算定等に活用

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況(平成25年度)

対象者数	受診者数	受診率
219人	216人	98.6%

(2) 公務災害の認定状況(平成25年度)

単位：件

公務災害	通勤災害	計
3	0	3

(3) 福利厚生等の事業の状況

地方公務員法に基づき、職員の福利厚生及び相互扶助を図るため、矢掛町職員互助会により各種の事業を行っています。

福利厚生	レクリエーション・体育事業の実施、クラブ活動助成等
給付事業	職員及びその家族の慶弔についての給付、療養見舞金などの支給

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事件はなく、平成25年度に新たな措置要求はありませんでした。

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況

係属事件はなく、平成25年度に新たな不服申立てはありませんでした。